

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の施行に伴う政令の手当てについて

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の施行に伴い、必要な政令事項の手当てを行うものである。

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令案

1. 定義関係 (第 2 条 ~ 第 4 条)

預金保険機構の委託を受けて協定銀行が取得する劣後特約付社債、劣後特約付金銭消費貸借による貸付債権 (劣後ローン)、信託受益権等の性質、要件を定める。

2. 預金保険機構、協定銀行関係 (第 5 条 ~ 第 8 条)

- (1) 預金保険機構への納付の対象となる協定銀行に生じる利益の額、預金保険機構からの損失の補てんの対象となる損失の額の計算方法等について定める。
- (2) 預金保険機構に設ける新勘定 (金融機関等経営基盤強化勘定) における借入れ及び預金保険機構債券の発行の限度額を 1 兆円とする。
- (3) 預金保険機構が金融機関等経営基盤強化勘定を廃止する日となる金融機関等経営基盤強化業務の終了の日は、勘定において有する優先株式等の全ての処分を完了した事業年度が終了した後 6 ヶ月が経過した日とする。

3. 預金保険等の限度額の特例 (第 9 条、第 10 条)

合併、営業 (事業) の全部譲渡後 1 年間に限り認められる保険基準額の特例について、

- (1) 合併の場合は、1,000 万円 × 合併を行った金融機関の数
 - (2) 営業 (事業) の全部譲渡の場合は、1,000 万円 × 営業 (事業) の全部譲渡を行った金融機関の数に 1 を加えた数
- とする。(貯金保険についても同様の措置を設ける。)

4. その他

- (1) 總會の手続きを経ないで合併を行う場合に必要となる合併契約書の記載事項について定める。(第 11 条)
- (2) 法律における内閣総理大臣の権限のうち、金融庁長官に委任されない権限を定める。(第 16 条)
- (3) 金融庁長官に委任された権限のうち、財務局長に委任する権限を定める。(第 17 条)

5. 施行日

平成 15 年 1 月 1 日とする。ただし、2. の預金保険機構、協定銀行関係及び 3. の預金保険等の限度額の特例に関する規定は平成 15 年 4 月 1 日からとする。

預金保険機構債券令の一部を改正する政令案の概要

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の施行に伴い、預金保険機構に新勘定（金融機関等経営基盤強化勘定）が設けられ、資金調達のために債券の発行が認められることに伴い、預金保険機構債券令の一部を以下のように改正する。

1. 預金保険機構は債券の発行の認可を受ける際に債券の募集の日の20日前までに申請書を監督庁に提出しなければならないこととされているが、当該債券の対象に金融機関等経営基盤強化勘定の資金調達のために発行される債券を追加する。
2. 金融機関等経営基盤強化勘定の資金調達のために発行される債券についての監督庁を金融庁長官及び財務大臣とする。
3. 施行日は平成15年4月1日とする。